



ESCO・ZEB事業及び 自治体向けの省エネ・再エネ関連施策について

～令和8年度重点施策（令和7年8月時点）等～

令和7年11月5日
環境省近畿地方環境事務所



建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 12,463百万円（3,820百万円）】

業務用建築物のZEB化・省CO₂設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する建築物のZEB化や省CO₂設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業

（2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

- ①ライフサークルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

（3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

（5）省CO₂化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

- ①業務用施設における省CO₂化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO₂独立型施設支援事業

（6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- } メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



施設の省CO₂化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/6 (延べ面積に応じて上限3~5億円)
③1/2 (上限100万円))

■補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等以外 ※1	事務所等 ※2	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
2,000m ² 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。
(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000m²以上、既存の場合2,000m²以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等

◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等

◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

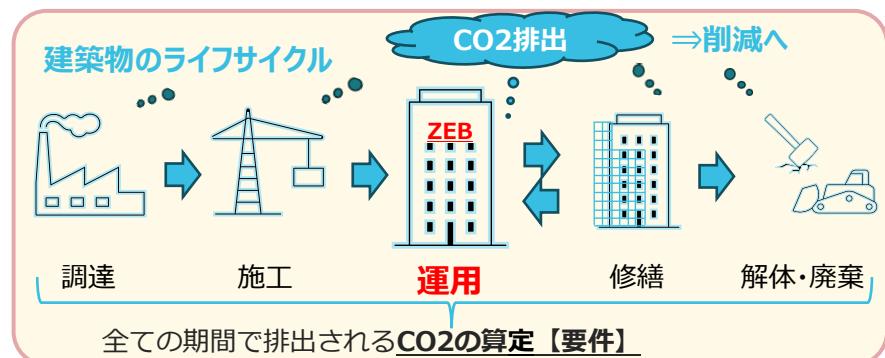
3. 事業スキーム

■事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業

■補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5

■実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 ①②について、延べ面積が10,000m²以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業

(一部国土交通省連携事業)



業務用施設に高効率設備等を導入することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

3. テナントビルの省CO2改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

4. 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

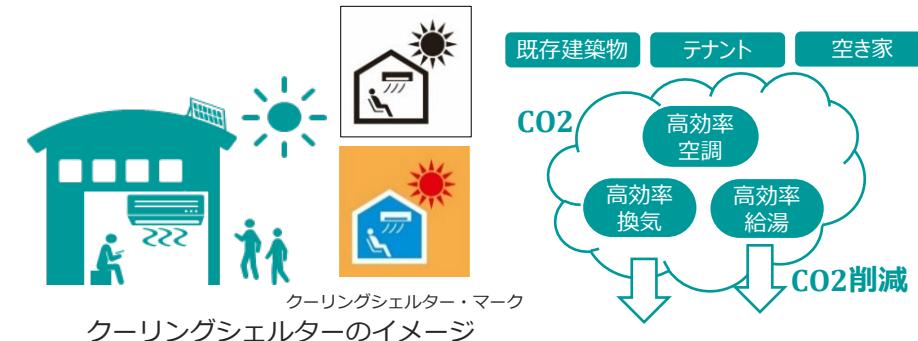
■事業形態 間接補助事業

■委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間 令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ

平常時

宿泊施設・集会施設・移動店舗等として使用



非常時

応急仮設住宅や避難場所として使用



業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



デコ活
くらしの中のエコなかけ



【令和8年度要求額 6,000百万円（1,200百万円）】

（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。
※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助率：1/2以内 等

（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等

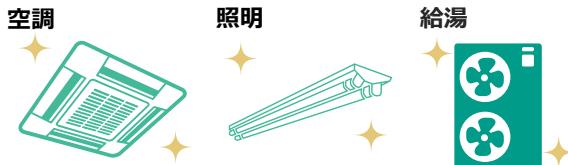
■実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

外皮の高断熱化



高効率空調機器等の導入



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。



【令和8年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄電池・コーディネーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池^{※2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

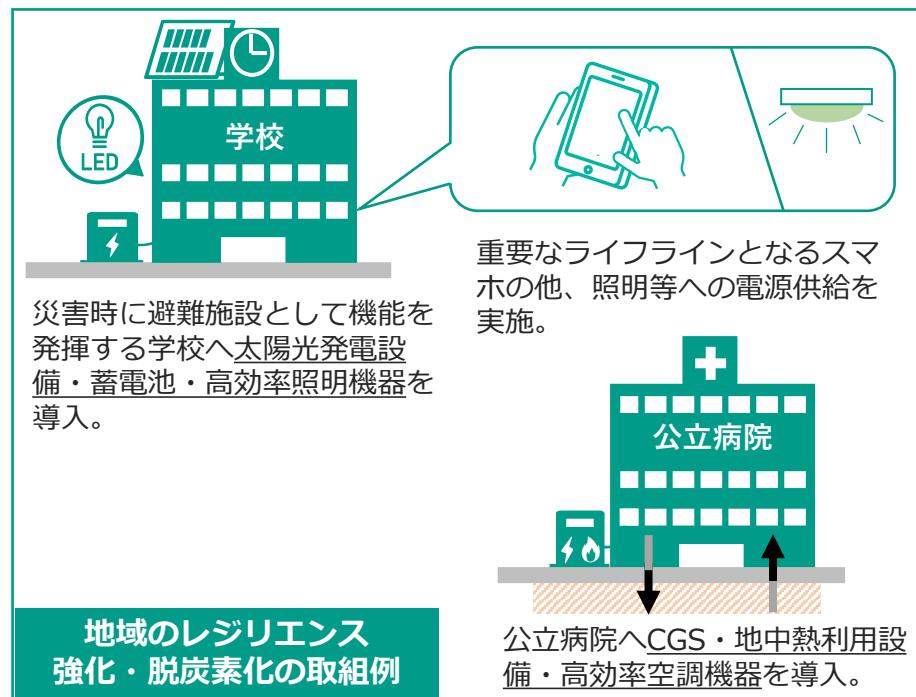
■補助対象 地方公共団体 〔PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可〕

■実施期間 令和3年度～

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等



ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

(経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 5,000百万円（5,020百万円）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への、性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出

等

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）

■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度～

4. 事業イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問い合わせ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円（新規）】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

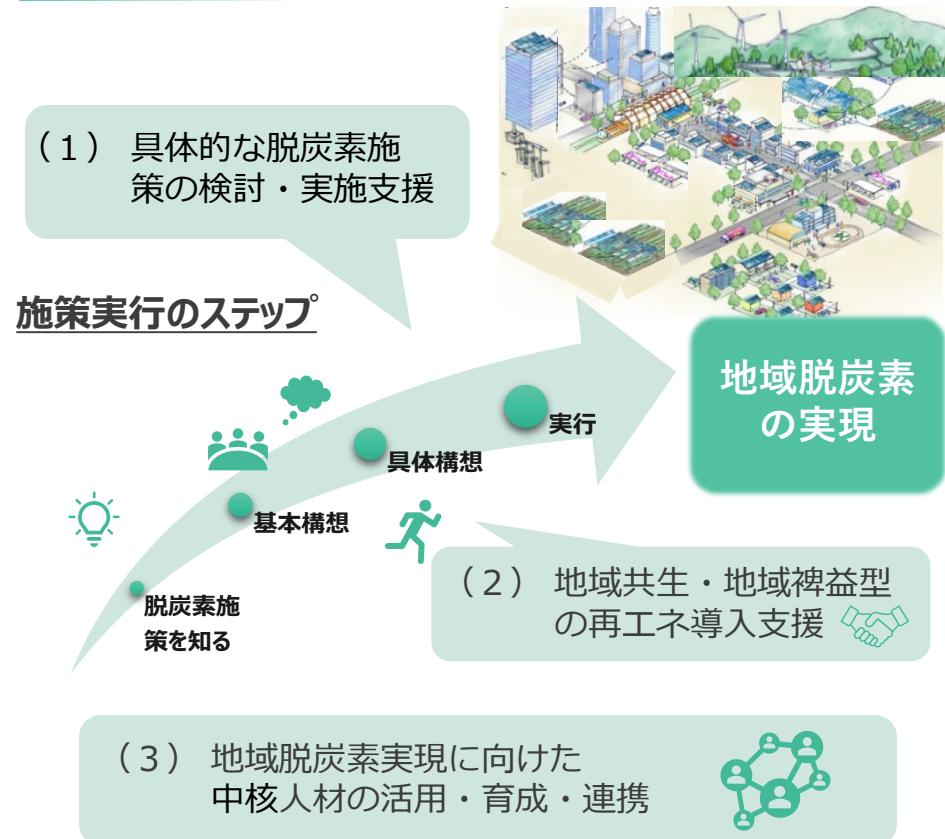
3. 事業スキーム

■ 事業形態	(1)(1)(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり） (1)(2)(3)(2)(2)(3) 委託事業
■ 補助・委託	(1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2)① 地方公共団体 (1)(2)(3)、(2)(2)、(3) 民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和8年度～令和12年度

お問い合わせ先：

(1) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109
(3) 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

4. 事業イメージ



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ① 間接補助 1／2（上限1,000万円） ②③ 委託事業

■補助・委託 ① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） ②③民間事業者・団体等

■実施期間 令和8年度～令和12年度

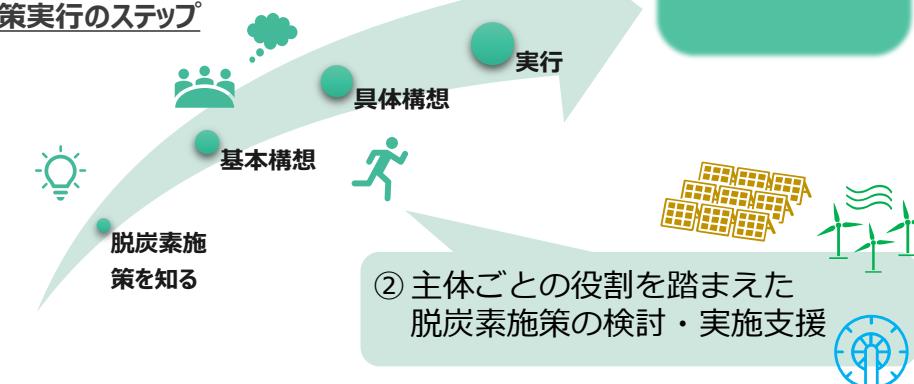
4. 事業イメージ

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援



地域脱炭素
の実現

施策実行のステップ*



② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援



③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討



地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

4. 事業イメージ

育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する



あなたのまちの「脱炭素」に
プロに伴走してもらえる心強さを

三次公募 8/29〆切

脱炭素まちづくり アドバイザー派遣事業

こんなお悩みはありませんか？

- どの脱炭素事業を優先的に取り組むべきか助言がほしい
- 太陽光発電設備の導入にあたり専門家のアドバイスを聞きたい
- 地域で行う普及啓発の企画について相談したい
- 再エネポテンシャルを確認したり、資金調達等の検討を支援してほしい

そのお悩み、
アドバイザーがサポートします！

希望に合わせて選べる派遣形式

- スポット型**
《サクッと集中相談》
訪問1回+オンライン2回程度、始めの一歩と一緒に整理します
- 伴走型**
《じっくり伴走支援》
訪問2回+オンライン4回程度、検討から実行までをサポートします

脱炭素まちづくり
ミニ相談 随時受付中

「こんなこと相談できる？」 「うちにはどのアドバイザーが合っている？」など
事務局がお話を伺います。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ
脱炭素まちづくりアドバイザー派遣事務局
((株)イー・コンザル内)

050-8884-6501 (平日10:00-17:30)
adviser@e-konzal.co.jp
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/advisory>

QRコード
詳細は[こちら](#)

脱炭素まちづくりアドバイザー派遣事業 三次公募について（終了）

■ 公募対象

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）
複数の地方公共団体における**共同申請も可能**です。

■ 派遣地方公共団体（派遣団体）数

全3回の公募で**80 地方公共団体程度**

■ 公募期間

三次公募：令和7年8月1日（金）～8月29日（金）

■ 派遣形式

①スポット型

最大1泊2日の現地訪問による指導助言を行います。
この際、現地訪問前にオンラインミーティングを行い、現地訪問時にどのような課題を解決したいのかを明確化することと、訪問後にフォローアップのためのオンラインミーティングを行うことを必須とします。

②伴走型

派遣期間中、定期的なミーティング・連絡により指導助言を行います。この際、2回程度の現地訪問（1泊2日程度）、4回程度のオンラインミーティング（2時間程度）を基本とします。具体的な指導助言の回数については、派遣団体及びアドバイザー間で協議することになります。

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



デコ活
くらしの中のエコラがけ



【令和8年度要求額 70,118百万円（38,521百万円）】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとするため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと（「地域脱炭素2.0」）等を目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

<地域脱炭素1.0>

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

<地域脱炭素2.0>

④高度化・展開促進事業【新規】

脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

(2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

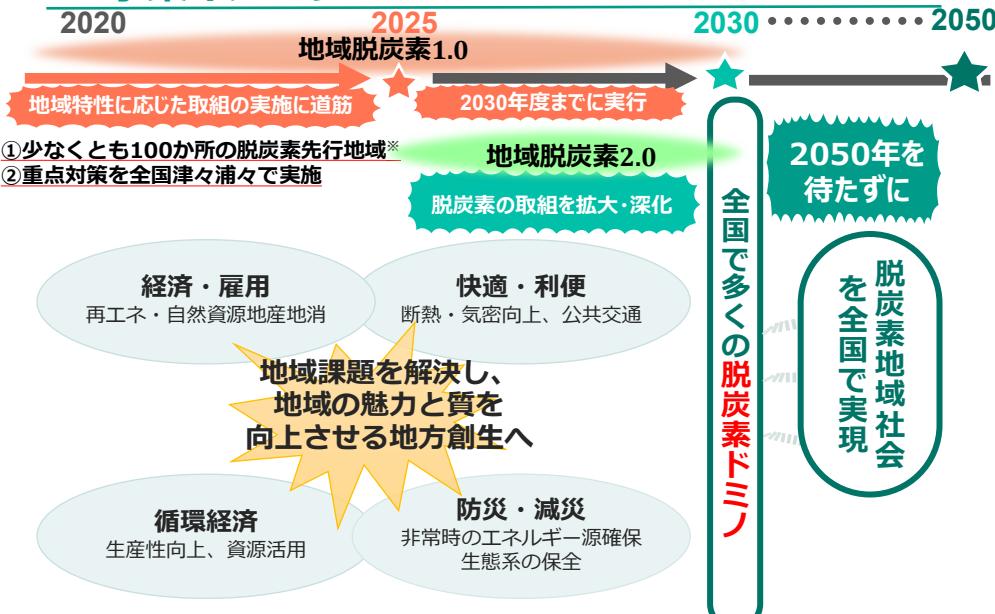
3. 事業スキーム

■事業形態 (1) 交付金 (2) 委託費

■交付対象・委託先 (1) 地方公共団体等 (2) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和4年度～令和15年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) 交付スキーム>

- (a)地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b)民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

①脱炭素先行地域づくり事業	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ達成 等）。</p> <p>対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。</p> <p>交付率：原則2／3</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>
②重点対策加速化事業	<p>交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。</p> <p>対象事業：屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。</p> <p>交付率：2／3～1／3、定額</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること。</p> <p>対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> <p>交付率：原則2／3</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>
④高度化・展開促進事業 【新規】 (地域イノベーションモデル)	<p>交付要件：ア.新たな技術や先進的な技術（高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など）を地域に導入する取組みであること。 イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。</p> <p>対象事業：ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。 イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対し支援する。</p> <p>交付率：ア.原則2／3 イ.2／3～1／3、定額</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマス
のエネルギー利用



家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギー管理
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



LED省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ



自営線
マイクログリッド

脱炭素先行地域の選定自治体（第1回～第6回）



- 脱炭素と地域課題解決の同時実現のモデルとなる脱炭素先行地域を2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現する計画。
- 第1回から第6回までで、全国40道府県119市町村の90提案（40道府県72市38町9村）を選定。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)

※選定後に3提案が辞退

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 濑戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本県・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町



重点対策加速化事業の計画策定状況

■ 重点対策加速化事業として、**171自治体を選定（38府県、104市、29町）**

令和4年度開始 令和5年度開始 令和6年度開始 令和7年度開始

31自治体

(11県、15市、5町)

77自治体

(18県、47市、12町)

40自治体

(6府県、26市、8町)

23自治体

(3県、16市、4町)

中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
鳥取県、南部町
島根県、出雲市、奥出雲町、美郷町
岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市
呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県

九州ブロック(7県、17市町)

福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、八女市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県、鹿島市
長崎県、松浦市
熊本県、熊本市、荒尾市、天草市
大分県、中津市
宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県、鹿屋市、南九州市

沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県 糸満市

近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
滋賀県
京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府、枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市、高石市
兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市
奈良県、奈良市
和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(4県7市町)

徳島県 徳島県、北島町
香川県 香川県
愛媛県 愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町

北海道ブロック(11市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(5県、14市町)

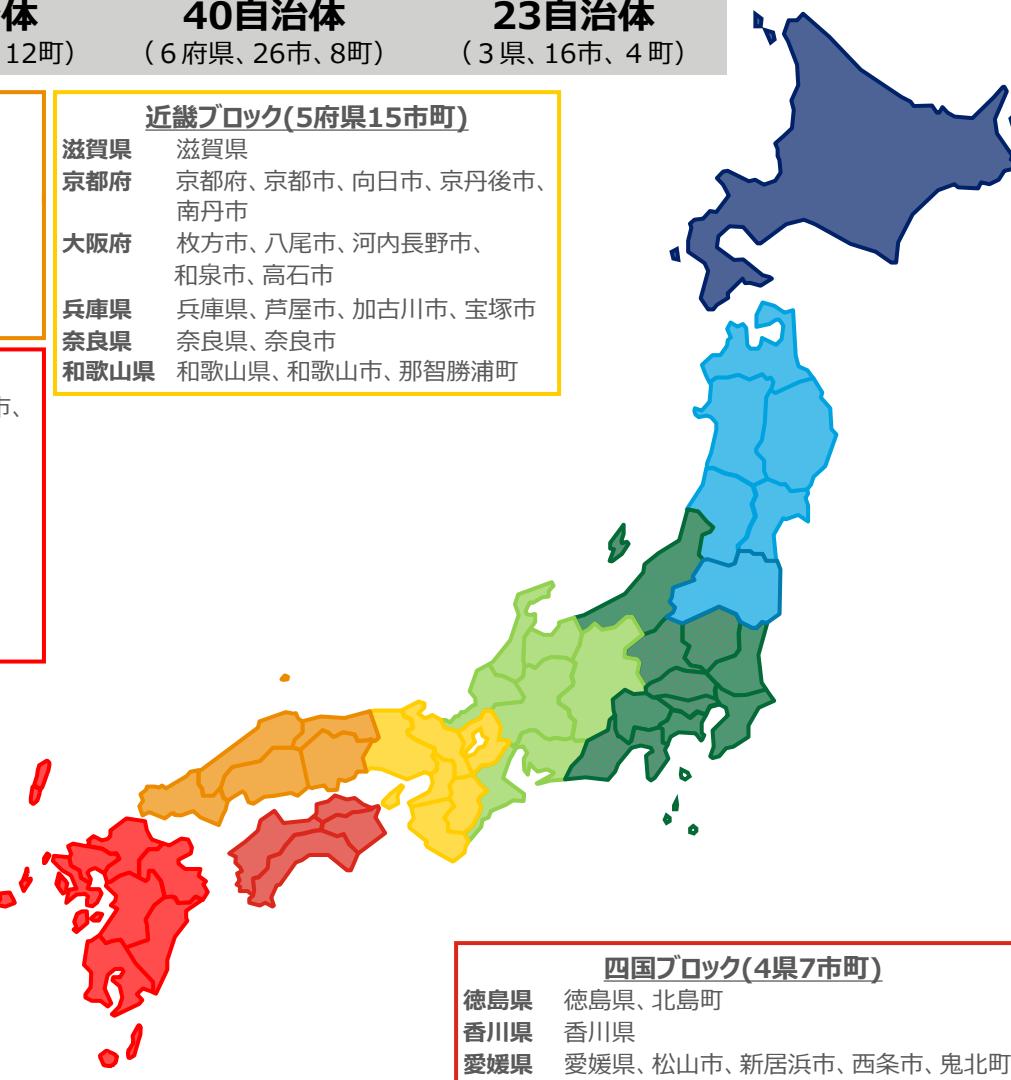
青森県
岩手県
宮城県
秋田県
山形県
福島県
青森県
岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県、仙台市、東松島市
秋田県
山形県、山形市、上山市、長井市、最上町、福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県30市町)

茨城県
栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県
新潟県
山梨県
静岡県
北茨城市
栃木県、小山市、那須塩原市
群馬県
埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、久喜市、白岡市
流山市
多摩市
横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市、南魚沼市
山梨県
静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、26市町)

富山县
石川県
福井県
長野県
岐阜県
愛知県
三重県
富山县、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県、越前市、坂井市
長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市
愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県、いなべ市、志摩市



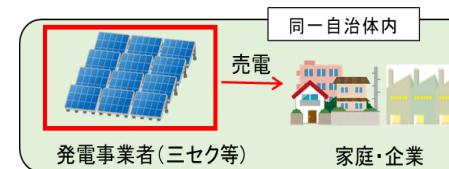
地方財政措置（脱炭素化推進事業債等）

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされ
るなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、令和5年度より「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債

【対象事業】

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネ改修、電動車)
- 「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの(第三セクター等に対する補助金)を対象に追加



【事業期間】令和7年度まで（地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様）

【事業費】1,000億円

2. 公営企業の脱炭素化

- 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 地方公共団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーの派遣(派遣経費は地方公共団体金融機構が負担)を一般会計にも拡充

3. 過疎対策事業債・辺地対策事業債における対象設備の明確化及び過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債(充当率100%、交付税措置率70%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・蓄電池・自営線・エネルギー・マネジメントシステム等の基盤インフラ設備は、再エネに付帯するものは対象。
 - ・省CO₂設備とZEBは、学校・公民館等の過疎債対象施設の場合は対象(庁舎等は対象外)
 - ・電動車は、スクールバス、除雪車、消防車両、ごみ運搬車、患者輸送車等の過疎債対象の車両は対象(通常の公用車は対象外)
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 辺地対策事業債(充当率100%、交付税措置率80%)の対象事業について、次のとおり明確化。
 - ・公民館・診療所等の辺地債対象施設における再エネ施設、省エネ施設、ZEB化、省エネ改修等は対象。
 - ・再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する施設は、地場産業の振興に資する施設として対象(第三セクター等に対する補助金を含む)。
- 過疎対策事業債の対象施設において実施する再生可能エネルギー設備(※)及び公共施設等のZEB化を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから、原則として過疎対策事業債の対象外。地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネ改修、LED照明の導入		財政力に応じて 30～50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%
第三セクター等における再生可能エネルギー 設備整備(地域内消費を主目的とする事 業)に対する補助 ※事業費の1/2を上限	90%	50%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築とも対象

脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業
(事業期間は令和7年度まで)

対象事業 ※事業費 1,000億円（令和6年度）

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業
(太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものであること。)
 - ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く）など）
 - ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、給湯設備など）
 - ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
 - ⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る）及び充電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）
- ※ ①及び②は新築・改築も対象
- ※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】

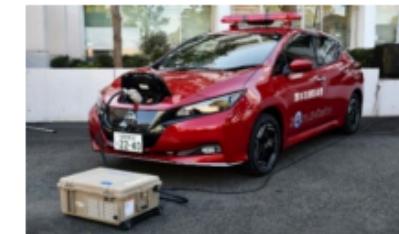
再生可能エネルギー（太陽光）設備



公共施設等のZEB化
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入



充当率・元利償還金に対する交付税措置

- ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費
脱炭素化推進事業債（充当率90%）

一般財源
10%

元利償還金の50%を地方交付税措置

- ③及び④の事業

元利償還金の30~50%^(※)を地方交付税措置

※財政力に応じて措置

一般財源
10%

- ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源
10%

公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

1 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業
(太陽光発電、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リソリューション施設等(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

対象事業	交付税措置率
太陽光発電 公共施設等のZEB化 ^{※1}	50%
省エネルギー (省エネ改修 ^{※2} 、LED照明の導入)	財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車等の導入 (EV、FCV、PHEV)	30%

- ※1 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象
また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む
- ※2 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む

2 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

※令和7年度までに工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

※事業期間終了後の在り方については、地方団体における地域脱炭素に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

3 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

※専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、公営企業の脱炭素化の取組を支援



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債



お問合せ先

環境省
近畿地方環境事務所
地域脱炭素創生室

メール : CN-Kinki@env.go.jp
TEL : 06-6881-6511
最寄り駅 : JR桜ノ宮駅